

一十三番(山下幸三) 助役かう詳細について御説明があり、尚かつ厚生委員長の方からも報告がありましたので、厚生委員長にお伺いしたと思ひます。

この条例案内容につきましては先程研究と申しましたが内容の研究する場合にこの条例案を研究したのかどうか、あるいは内容について一応委員諸氏の御見解等を聞いたのかこの点伺ひます。

一十四番(磯村武夫) 三十七日の厚生委員会を開きまして委員各位、御意見でした。

一十五番(山下幸三) 関連して御質問いたします。

そうしますと助役の説明と大部く違つておりまして、当然すでに理事者側といたしましては厚生委員会に調査研究と言う意味で内容、審議等すでになされてゐる

と言うことはこれは今までの事態と同じと考えるがこの点、担当助役にお伺ひしたいと思います。

一十六番(大塚徳郎) 大づ今の条例の関係ですが私の聞き違ひかえ知れませんが本条例案については調査研究と言う事で協議会では行なつていないと私はかように考えます。この関係については前回の協議会の時に問題になりました点で、じん芥等の負請の問題等がこういうことを研究してえういたつと言うことで条例については厚生委員会の方に調査研究してくれと言うことは申し上げた覚えはないと思ひます。

一十七番(石川信義) ニニで暫時休憩したつと思ひますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一十八番(石川信義) 暫時休憩をいたします。

午後三時三十分休憩

午後四時十分開議

一議長(石川信義) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一議長(石川信義) 日程第八につきまして委員長報告を求めることに私から調査研究と申しましたが調査研究と言うのは話し合いという枠に思ひまして用語のあやまりをいたしましたことを御訂正いたします。

十三番議員の御質問に対して事務局長から御説明いたします。

一事務局長(町田啓三) 私の方から御説明いたします。

四月二十六日に開催になりました全員協議会におきましてはちゆ芥の員請か、直造かと言うことでありまして条例に付してはふれておりません、以上でございます。

一十三番(天冬保郎) 先程の議案第五十三号の件につきましては、私の方

より質問した関係につきまして議長の方より訂正が述べられておりますが、そういう関係について先程助役も声を強くして申されておりますが、こういう関係については今後充分御留意を願いたいと考えます。

傍聴人がおられないからよいものの、それが本論となつた場合にも議會輕視えはなはだしと思つた。このようなことについては充分御留意を願いたい。

それから議事の扱ひ方ですが内容については議員各位に意見があると思ひますが、ある意見は充分出していただく。しかる後、厚生委員会では本件を充分審議願つてそれを次回の會議で採決するとか、ように私提案を申し上げますが、条例の内容について義務づけてあ

りながら何う罰則規定がないと云うことになりますと汚物を畑に捨てると云う問題があつた場合非常に苦慮される問題等があるのでそういう罰則的なのは設けるべきでないかと、こういう点強く要望いたしますが次回本会議で審査する場合にはそのようにお願いしたいと思ひます。尚時間九刻々と過ぎていきますので今日の時間の延長と会期の延長を先に議長の方からお諮り願ひ、その上に立つて皆様の方で充分意見を出して更によりよい清掃条例を作るべきではないかと云うに提案いたします。

一議長(石川信義) だが今十三番議員より会期延長の動議が提出されたわけですが会期の延長となりますと議会運営委員会とも議長といたしまして話し合ひをしない

ければなりませんので暫時休憩をさせていたゞきたいと存じます。これに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) ここで暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時四十分開議

一議長(石川信義) 休憩前に引き続き開きまして会議を開きます。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

十三番議員の会期延長の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

会期延長の動議について休憩中議会運営委員会を開き、ましたので委員長長の報告を求めます。

一、三番(村野弘) 休憩中に議会運営委員会を開きまして、会期延長について討議いたしました結果、本定例会を本日より六月五日の午後五時まで延長いたします。ことに決まりましたので、宜しく御願いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

会期延長については、ただ今議会運営委員会から報告があつた通り、六月五日の午後五時まで、会期を延長いたします。と思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

一、三番(大久保郎) 会期が六月五日と、どう称な議運の方の扱ひですが、これは理事者の方に伺ひますが、公聴会を開く必要性のあるものか、必要性のない問題であるか、が一矢と公聴会

を開く場合に、六月五日までに可能であるか、この矢の御答弁を願ひます。

一助役(藤崎俊夫) この問題について、法律的には公聴会を開く必要がありません。ただ議会の委員会といたしまして、必要があれば自治法の規定によりまして、お開きになることが出来るわけですから。

一、三番(大久保郎) 厚生関係の問題は長く勉強しておられる中西議員に質問するのですが、こういう矢について、公聴会は必要であるかどうか、こういう矢について知つてゐる矢がありましたら、御答弁を願ひたいと思ひます。

一、九番(中西虎蔵) ただ今十三番議員より、今までこの関係にいたる場より知つてゐる範囲を説明しろと申し上げたので、御報告申し上げます。

昨年来この問題について取り組んでまいりましたが条例
の形として生れてきたのは本日始めてでありまた大久
保議員の質問された公聴会の問題、この料金の問題
に付いてはいかにすべきかと言うことを考えてまいりま
したのですがただ委託事業であれば公聴会その他
というものは、はっきりしておりませんが町は令書をえ
つて条例にえとづいてこれを徴収するようになりますとこ
れは一応公聴会というものを開きませんとなうんと言
うのは各方面の徴収方法を検討してまいりましたとき、
実例かういろ／＼そういう関係を聞いてみますという
／＼、こういう線を理事者なり又委員会は委員会とし
ての調査をしておるようであります、
そういう段階だけはとつております、条例にあつては

始めて出されたものであつて今後更に充分検討してゆ
きたいと思ひます、

二十三番山下幸三 この条例案は所理事者側から提案されておる
ので提案者から条例の内容の具解を今回ただして
みたいと思ひます、こうした内容の總結的にえかよう
な重要な条例案については当然住民の意志を反映し
てしかえこれは社会福祉事業の一端で衛生環境に属
するものでそうした内容は我々議会の立場からえ充分
検討しこの反映されたものを委員会に付託をし委員自
体の中で充分な審査をしていただくのかように考へ
るわけであります、

当然この条例内容からしましてえ慎重な審議の過程に
入った場合は法令で特別の定めをしているというものの以外

については当然これは条例に違反したえのについては町条例の規定には設けるべきであると言うことは清掃法には罰則規定はありませんけれども清掃法にあるから町の条例には盛りなくては良いと言うことでなくして、内容については罰則内容を設けることは当然ではなからうかと言うように町自体がそうした主観的な立場から考えましてその必要性が生れるであらうと考えられるのであります。

日本全国に於ては清掃法の適用範囲というのは、はっきりとありますけれどもその法の運用にあつては当然町自体の或る数、四千人のこの人口の中でそうした弾力性ある町の罰則規定があつてしかるべきではなからうかと考えます。

福生町に於ては商業都市として発展過程にある場合でありますので今後首都圏整備法に基づいて衛星都市環境かうくる問題、工場問題その他の問題がおりますと汚物そうした内容にふれてきますので当然福生としての条例の中にはそうした弾力性あるものは盛り込むのが当然でないかと思うのであります。即ち法の運用の妙技であらうし町自体の月士的に合つたえのが必要ではなからうかと言うことを考えさせられるのであります。

この点について理事者に御質問いたしますのでお答え之願います。

一助役録時俊夫 お答え之申し上げます

清掃法に細かく具体的な罰則規定がございますので条例におきましてはこれをうたわなかつたのであります。が青



梅市、赤川市、昭島市等の清掃条例にも罰則規定がうた
つてありませんので、福生町もこれにならうかとわけでござい
ます。
（正審大塚郎） 先程助役の説明では公聴会は必要ないと言
うことであり、ナレ審議員は必要があると言っていることであるので
先づこの限界をはつきりすべきである。

（助役篠崎俊夫） 公聴会の件につきまして一言発言させていただきます。
でありますが、法律的には必要がありませんが、しかし勿論
清掃料金と言うことは町民の生活に密着しました非
常に重要な問題でありますので、町会長さん、衛生協力
会長さん等の御意見は二回お集りをいただいて色々とお
意見を賜わつたのでございします。

その結果を過日の全員協議会にお話しをいたしまして
この条例案に定めてある料金に御内定をいただいたよ

うなわけであります。

（正審山下幸三） 先程の助役の御答弁の中にこれは青梅市、赤川市
ではなにかうのせなくて宜しいのでないかと言う御答
弁でありましたが、これはやはり特別の定めを言うこと
をこの法で定めてあるから、それ以外には罰則を定めな
くて宜しいと言うことが特別の定めであらうと思う
これはやはりそういう規定内容が法の十四条等ではや
はり私共の解釈ではそういう見受けられるのですが、勿論
国家憲法がある以上はその下の自治法があり、あうゆ
る方法があります。が、こういう問題で上の法律を作
れば下の法律は作らなくても宜しいと言うことでは
なからうと思ひます。

したがってこの法十四条から解釈いたしますとこの内容に

つては規定を設けなくてえよいと言うような法令がある場合に於てのみ、これは条例の中に罰則規定を設けなくてえ血いと言うことであらうと解釈がとれるのであります。この見解をとりだしてみたいと思ひます。

（議長）お答之願ひします。

今日の会議時間は午後五時までとなつておりますが議事の都合上正長いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

（議長）御異議なしと認めます。

よつて今日の会議時間は正長することに決定いたしました。
（助役）篠崎俊夫 お答之を申し上げます。

先程えお話し申し上げました様に清掃法に具体的な罰則規定があると言うことを先程御説明申し上げた通りであります。ただ清掃法に定められた事項以外の罰則を条例で定めることは勿論できるわけです。

（下巻山下幸三）私の申し上げていることは三十三区の清掃条例と言うのはすなわち政治と文化という社会環境の中心地から発せられ、またのが清掃法のゆえんであります。そういう内容から検討してみます。と人口密度の低い福生にそのまゝの適用では少しおれるのではないかとこれは法があるからその通りで宜しいのだと言うならばその法でよいと思ひますが私に清掃条例の内容をしばしば検討してみます。と大受強い線え出ておりますのでこうした農山村の大体五十%位な環境の中でそれを



適用してそのことが宜しいと言うのなら私共も少し
考へなくてはならぬ。そうした内容から考へて条
例内容に新紙を入れてくれなければ住民の立場と
してはなか／＼難しかうかと考へますがこの案が二
十三区と福生の環境と同じ罰則規定で宜しいかと言
うのは法の運用の妙技であるからそういう内容に
ついてはそれ以上に課すると言うことはそれ以下に
少ないということとは決して法を逸脱してゐるもので
ないということかはつきりしてゐるので。そうした内
容の検討をどうするかということですがこの案は理
事者側も十分発案者である以上は考へてやつていた
べきだ。住民が一つの問題をその辺に汚物をまいた
場合の四罰則規定とか色々な衛生環境に及ぼす。



問題が二十三区と同じ環境の中で罰則規定で適用する
と言うことは法はだその方々に対してはお気の毒で
あらうと福生町の環境がそれほど加味されてゐないと言
う内容から考へてみますと十分考慮する必要があろ
うと私は声を大にして申し上げるのです。
この案は充分住民の反映とそうした環境等充分加
味した上でこの内容に法の運用の妙技を盛り込んで
いただきたいということを懇願するのであります。

（町長頼喜蔵）初めて開始される新しい事業でありますのでいろ
いろな点に私達も平落ちえあらうと思ひます。今御審議
いただいております。条例に対しましては数時間を有しま
して慎重に検討したわけであります。

今山下議員の御説の様に二十三区なりとか大都市なりと

言う様な考之でなく随分そこに難しさがあるわけであり
ます。一部農村をひかえての町でありますのでそ
ういう点をいろいろ苦慮いたしました。この条例を議会
に提案申し上げて御審議いただくという様なわけ
であります。

なんといまして、現任の福生町は非常に行政面にあ
らゆる事業が山積しております。忙しかうと言うこ
とは申訳ありませんが難行をきわめており、いろ
んな手落ちがあるかも知れませんが、いろいろな事情に
側念いたしました。これを原則として、勿論議会の御
協力は申し上げるまでもないのであります。、
常にそうした考之方は持つておる次方であります。
本日は是非御審議いただく結果御決定いただくことを

予想しておつたのであります。これは申し上げるまで
えなくもう夏季に入つており非常に蚊やハエの発生え
どくなんとか一日も早くこの事業を開始いたしたと言
うような点からもう半年もかかつて、いろいろと調査
してみたり、いろいろなことをして、ようやく今日御審
議をいただくような段階にいたつたわけですが、願わくば
一日も早く事業が開始されますよう御協力を賜りた
いということをお願い申し上げます。

条例の内容に対してしまして御意見が出るようでありま
すので、勿論もう一歩慎重に考えて遺憾なき条例を作り
事業を開始していただく、と言う考之であります。の
で、いろいろ御指摘の面は充分していただくと思いま
す。宜敷く御審議の程をお願い申し上げます。